

今号のハイライト:

- 土地区画整理審議会委員選挙

ホームページに事業概要を掲載中!

www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/ekishu/



ロゴ内の写真:現在の長崎駅の駅舎(H21.8.14撮影)

土地区画整理審議会委員選挙を行います

長崎駅周辺土地区画整理事業の事業計画の決定の公告(10月30日)を受けて、土地区画整理審議会を設置するため、審議会委員の選挙を行います。そこで、今回の「駅さいと!」No.3は、審議会委員選挙について特集します。

目次:

審議会委員について	1~2
審議会の権限について	2
審議会委員選挙のスケジュール(予定)	3
選挙人名簿、立候補について	4

土地区画整理審議会 とは?

長崎駅周辺土地区画整理事業の施行地区内の土地所有者や借地権者の意見を換地計画などに反映させ、事業を適正に運営していくための諮問機関です。



審議会委員について

審議会委員の人数は?

この審議会は、権利者の中から選挙で選ばれた委員(8人)と、市長が学識経験者として選任する委員(2人)、合計10人の審議会委員によって組織されます。

審議会委員の構成

10人の審議会委員の構成は、次のとおりです。

土地所有者の中から選挙で選ばれる… 人
借地権者の中から選挙で選ばれる… 人 } 8人
学識経験者として選任される… 2人

審議会委員の任期は?

条例で5年と定めています。

なお、土地所有者と借地権者の中から選挙で選ばれる審議会委員の定数は、選挙人名簿が確定した時点における両者の割合によって8人の定数が振り分けられます。(委員数の公告を行います。)

選挙で選ばれる審議会委員の要件は？

施行地区内の土地所有者であること。又は借地権者であること。

土地所有者であるとともに借地権者である人は？

それぞれの選挙に投票できますが、被選挙人として立候補できるのはどちらか一方となります。

審議会の権限について

1 審議会の意見を聴く事項

(1) 換地計画の作成又は変更

施行者は、縦覧する換地計画を作成又は変更しようとする場合に審議会の意見を聴かなければなりません。

(2) 換地計画についての意見書の審査

施行者は、縦覧に供された換地計画について、

利害関係者から提出された意見書の内容を審査する場合、審議会の意見を聴かなければなりません。

(3) 仮換地の指定

施行者は、仮換地を指定し、又は仮換地に権利の指定をしようとする場合には、あらかじめ、その指定について審議会の意見を聴かなければなりません。

2 審議会の同意を要する事項

(1) 評価員の選任

施行者は、皆さんの土地を評価する専門の知識と経験をもった評価員を審議会の同意を得て選任します。

(2) 保留地の決定

施行者は、審議会の同意を得て、一定の土地を換地ではなく、第三者に売却した代金を事業費の一部に充てる保留地として定めます。

(3) 宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定

防災上、衛生上細分化された宅地は好ましくないため、施行者は、審議会の同意を得て、過小宅地の基準となる地積を定め、過小宅地にならないように換地を定めます。

(4) 宅地地積の適正化のための決定

地積が著しく小さい宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることが適当でない認められる宅地は、審議会の同意を得て換地を定めないことができます。

また、地積の小さい宅地が過小宅地にならないように換地を定める場合、審議会の同意を得て、地積が大で余裕のある宅地から地積を特に減じることができます。

(5) 借地地積の適正化のための決定

防災上、衛生上必要と認められる場合、施行者は審議会の同意を得て、過小借地にならないように借地権の目的となる宅地又はその部分を定めます。

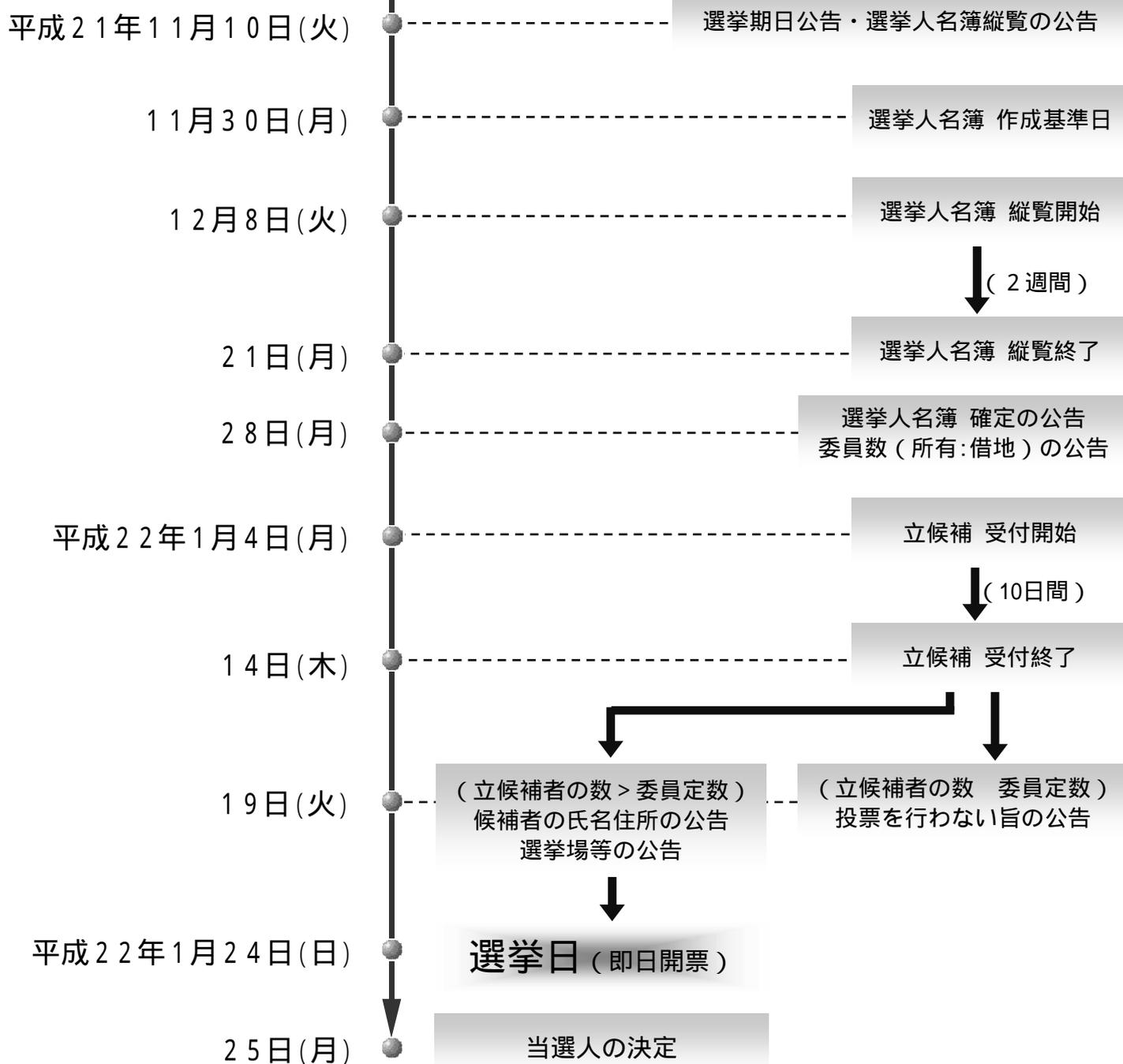
審議会委員選挙のスケジュール(予定)

審議会委員の選挙を、

平成22年1月24日(日)に行います。



写真：駅構内から
西坂公園(NHK長崎放
送局)方向を望む(H21.3.25)



選挙人名簿について

選挙人名簿によって、審議会委員に立候補できる人と投票できる人が確定します。

選挙人名簿の作成

まず、平成21年11月30日を基準日として、土地所有者及び借地権者を調査した選挙人名簿を各々作成します。

選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿の縦覧について公告を行い、皆様方に選挙人名簿を確認していただき、記載漏れ又は誤りがあると認められる場合は、文書で市長に異議を申し出ることができます。

選挙人名簿の確定

縦覧期間中に提出されたすべての異議について決定したときは、選挙人名簿確定の公告を行います。

立候補について

各選挙人名簿に記載されている人が立候補できます。

委員数(所有:借地)の公告

選挙人名簿が確定すると、土地所有者の総数及び借地権者の総数が確定します。両者の総数の割合に応じて、選挙により選ばれる委員数(8名)をおおむね比例するように配分します。

配分した結果、土地所有者から選ばれる審議委員の数と、借地権者から選ばれる審議委員の数を公告し、確定します。

立候補の受付

委員数の公告を行った日から起算して10日間、立候補の受付を行います。

立候補される方は、所定の用紙で提出していただく必要があります。所定の用紙は、長崎駅周辺整備室にあります。

立候補の締切

立候補の受付期間が終了し、届出のあった立候補者の数が定数をこえなかった場合は、「投票を行わない旨の公告」を行い、投票は行わずに立候補者が審議会委員となります。

また、立候補者の数が定数をこえた場合は、「候補者の氏名住所の公告」及び「選挙場等の公告」を行い、1月24日(日)審議会委員選挙の投票を行います。



お断り...「駅周辺の歴史」は紙面の都合によりお休みします

発行：長崎市都市計画部 長崎駅周辺整備室

〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館ビル5階

電話 095-829-1173 FAX 095-829-1168

Email: ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp

担当：換地補償係 中村・鳥巢・百崎

